

平成27年 6月16日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る
「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の
一部改正に係る実務上の取扱い等について
—よくあるご質問と回答—

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正（以下、「本改正」といいます。）を行い、本年6月1日に施行しています。

本改正に係る実務上の取扱い等については、本年5月14日付けの通知¹にてご案内しておりましたが、これまで上場会社及び市場関係者の皆様から頂戴したお問合せを踏まえ、別紙のとおり、よくあるご質問と回答（FAQ）を作成いたしましたので、ご通知いたします。

上場会社各位の理解の一助となれば幸いに存じます。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp

¹ 平成27年5月14日付けで上場会社通信に掲載した情報取扱責任者宛て通知「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』等の一部改正に係る実務上の取扱い等について」（名証自規G第14号）